



「滋賀県流域治水の推進に関する条例」 に基づく取組の検証

答申 参考資料(案)



流域治水政策室公認キャラクター

令和7年〇月



答申1

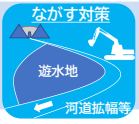
気候変動に伴う水害リスクの増大を踏まえ、河川整備が未着手の中・上流部の水害リスクの高い地域においても、治水安全度を向上させる対策を加速化されたい。【ながす】

【現状】

- ダムを含む河川整備を基幹的対策として位置づけ、早期に効果を発現する築堤や河道掘削、堤防強化等の河道改修を中心にハード対策を推進。
- 10年間で河川改修事業は59河川、約51.3kmで事業に着手し、26.2kmで完了。
- 堤防強化対策についても13.5kmで必要な対策工事を実施。

【課題と方向性】

- ✓ 気候変動の影響による降雨量の増大。
- ✓ 目標としている治水安全度を確保できている改修済みの河川の延長は全体の約6割程度であり、目標達成まで長期間を要する。
- ✓ 河川改修は下流から進める必要があるため、特に浸水警戒区域が多く存在する中・上流部の治水安全度は低い状況。
- ⇒ 気候変動に伴い想定されている洪水の増大に対し、特に浸水警戒区域においては中・上流部の暫定改修や遊水地整備などを含めた総合的な治水対策が必要。



滋賀県流域治水推進審議会での主な意見

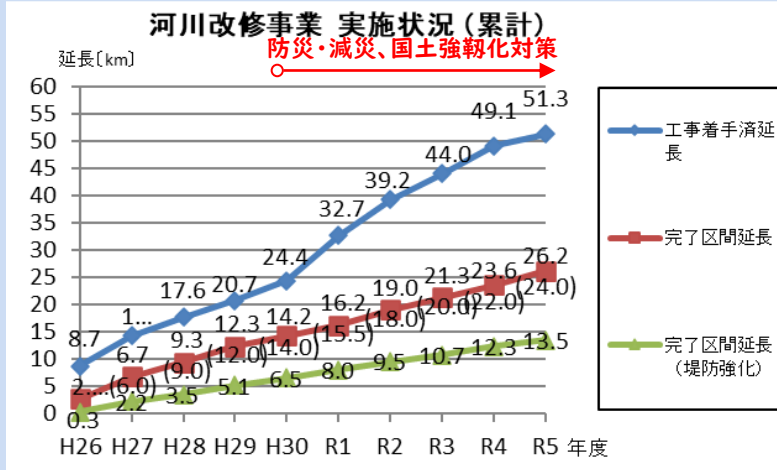
第18回 流域治水推進審議会
令和7年6月18日
議 第 1 号 資 料

主な意見一覧

第13回	ハード整備は時間がかかることから、絶対に守らなければならないところが何処にあるかといった議論が必要。
第14回	最大規模の降雨に対して、将来的なハード対策の検討と既存施設の柔軟で弾力的な運用が必要。
第14回	輪中堤や嵩上げなど多様な手法も活用した河川整備が必要。
第15回	これまで以上に気候変動を考慮した取組が必要。
第15回	河川内の土砂堆積量の観測が必要。
第16回	中上流部の河川整備等についてどの程度の対応を想定しているのか表現すべき。

現状

- ダムを含む河川整備を基幹的対策として位置づけ、早期に効果を発現する築堤や河道掘削、堤防強化等の河道改修を中心にハード対策を推進。
- 平成30年から防災・減災、国土強靱化対策予算を活用し、ハード整備の加速化を図っているものの多くの河川で中・上流部まで河川改修が行き着いていない。



河川整備等の実施状況

- 河川改修事業
59河川
事業着手約51.3km【10年間】
(内26.2km完)
- 堤防強化対策
13.5km【10年間】
- 河川整備率約56%【R6.3末時点】



■天井川の切下げ改修を実施(金勝川)【栗東市川辺地先】↑

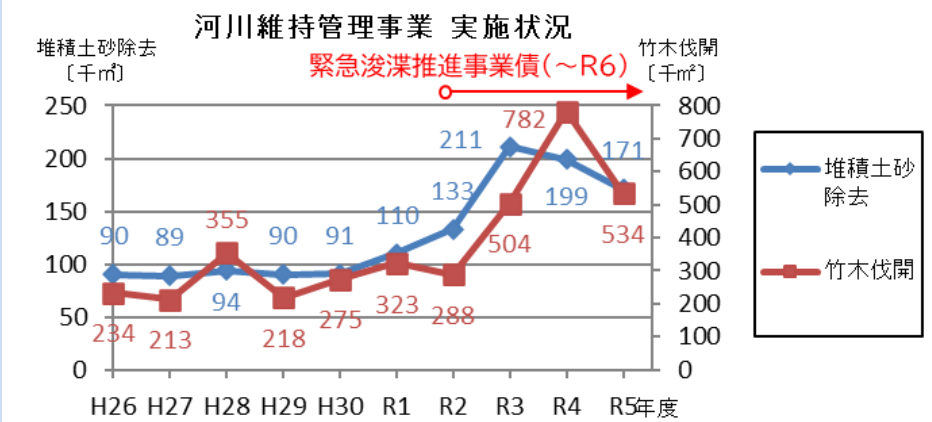


■放水路の整備を実施(青井川)【高島市鴨、安曇川町三尾里地先】↑



現状

- 治水上緊急性の高い箇所から、竹木伐開、堆積土砂除去、護岸補修等を順次実施。
- 特に、地先の安全度マップで想定浸水深が大きい区域において、重点的に実施。
- 令和2年から緊急浚渫推進事業債を活用し、堆積土砂等撤去の対策面積拡大。



■竹木伐開を実施(鴨川)【高島市鴨地先】↑

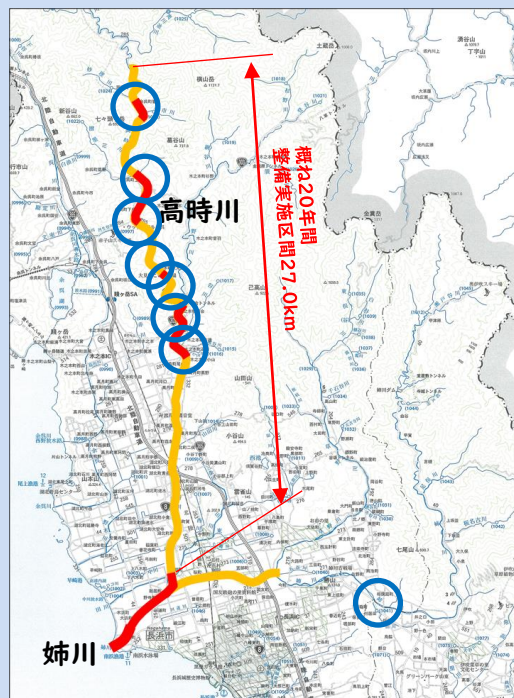
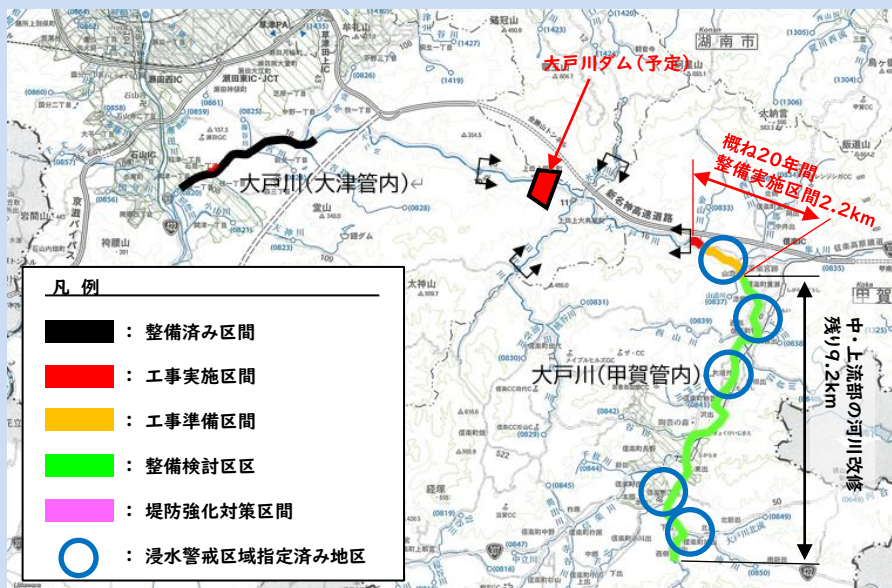
河川維持管理の実施状況

- 堆積土砂撤去
1,278千m³【10年間】
- 竹木伐開
3,726千m²【10年間】
- 護岸補修等
147河川【R5年度実績】



■堆積土砂撤去を実施(余呉川)【長浜市木之本町黒田地先】↑

「滋賀県河川整備5か年プラン」(第3期) における主要河川の整備計画



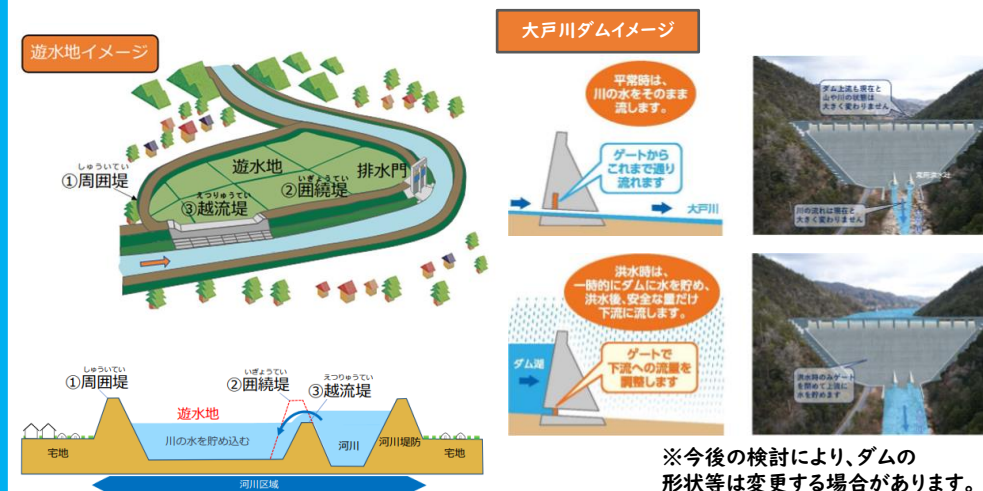
※高時川については、下流に影響のない
段階的な河川整備を検討中。

課題

- ✓気候変動の影響による降雨量の増大。
- ✓目標としている治水安全度を確保できている改修済みの河川の延長は全体の約6割程度であり、目標達成まで長期間を要する。
- ✓河川改修は下流から進める必要があるため、特に浸水警戒区域が多く存在する中・上流部の治水安全度は低い状況。

方向性

⇒中・上流部の暫定改修や遊水地整備などを
含めた総合的な治水対策が必要。





答申2

ためる対策やEco-DRR等、複数部局にまたがる対策を連携・推進するために必要な科学的根拠に基づく指標設定や推進体制を検討されたい。

【全体・ためる】

【現状】

- 森林保全は琵琶湖環境部、農地やため池の保全は農政水産部、流域治水や河川整備、土砂災害対策は土木交通部など、現状は各部局の判断で施策を推進。
- Eco-DRRに関連した取組として「滋賀のグリーンインフラ取組方針」を令和6年度末に策定。

【課題と方向性】

- ✓ 各部局の判断で流域治水施策を展開。
- ✓ 「ためる」機能への効果が不明瞭な取組がある。
- ✓ 雨水貯留浸透対策等の実施状況が十分把握できていない。
- ⇒ 全庁一体、意思決定・推進する体制づくりが必要。
- ⇒ 「ためる」機能の指標については、学識経験者等へヒアリングを行うなど科学的根拠に基づく指標設定の検討が必要。

主な意見一覧

第15回	水田貯留やグラウンド貯留の推進。
第15回	森林の機能が相当衰退しており、対応が必要。(森林整備等の効果を示す定量的指標・モニタリングが必要。)
第15回	ため池の改修促進を急いでほしい。
第15回	グリーンインフラなど環境に配慮した流域治水の推進。
第15回	Eco-DRRを含めた新しい時代の治水対策を検討すべき。
第16回	森林部局や農政部局との連携が流域治水にもたらす効果について、踏み込んだ議論をする体制づくりが大事。
第16回	「雨水貯留対策」について、県の目指す割合を示すべき。
第16回	農地などを活用して「ためる」には、農家や現場の方々の「自分ごと」の意識範囲を拡大してもらうことが重要。そのためには、「ためる現場」の地域の方々との情報共有が重要。(ためる効果を知ってもらう等)
第16回	伊吹山の土砂災害対策などをどう落とし込めるか考える必要がある。
第17回	森林の機能が治水にどう結びついているのかという指標や放置されている森林の増減がもたらす治水への影響を把握する必要がある。
第17回	部局間の連携について、他の枠組みで実施している施策が流域治水対策に跨っているという認識を作ることが重要。
第17回	河川に隣接する山林について、流木被害の把握と対策の検討が必要。

現組織体制

組織：琵琶湖水政対策本部の琵琶湖流域治水推進部会

部会長：流域政策局長（土木交通部）

構成：土木交通部、防災危機管理局、琵琶湖環境部、
健康医療福祉部、農政水産部、教育委員会事務局など

現状

○琵琶湖流域治水推進部会が組織されているものの、流域治水政策の推進に係る取組を議論する場に活用されていない。

○各部局の判断で施策を推進しており、流域治水条例に基づく施策の取組状況を聞き取り、共有しているのみ。

新組織体制（例）

組織：（仮称）流域治水条例に関する施策検討・推進委員会

部会長：知事等

構成：土木交通部、防災危機管理局、琵琶湖環境部、
健康医療福祉部、農政水産部、教育委員会事務局、
学識経験者、実務経験者など

課題

✓「琵琶湖流域治水推進部会」が機能しておらず
各部局の判断で流域治水施策を展開。

✓「ための」機能への効果が不明瞭な取組がある。
・科学的根拠に基づく評価指標や目標設定等の確立。
・学識経験者等を交えた議論の場が必要。

現状

- 森林は、その土壌の持つ貯留機能により流域治水に貢献。
- 人工林では間伐等の森林整備により光環境を改善し、下層植生により森林土壌を保全することが必要。
- 年間2,340ha(※1)の森林整備を目標に取り組を進めているが、林業生産活動の低迷などがら、7割程度の達成に留まっている。
- 天然林では近年、増加するニホンジカの食害等により下層植生の消失がみられ、森林土壌の流出が懸念されている。
- そこで天然林における下層植生衰退度(SDR)(※2)について、5年ごとに県内180地点を調査。現状について把握に努めている。

(※1) 全国森林計画に基づき、本県人工林の林齢構成などをもとに、R3～R12における森林整備必要量を想定したもの

(※2) 兵庫県森林動物研究センターの藤木大介博士らにより開発された手法。森林の下層植生の被害を調査し、ランク付け(6段階)することにより被害度を判定する。

課題

- ✓人工林では、充実する森林資源の循環利用を推進しながら適切な森林整備を確保し、森林土壌の保全に努める必要がある。
- ✓天然林では、下層植生の衰退状況について引き続き調査し、ニホンジカ捕獲との関係などを把握のうえ、土壌保全に向け効果的な施策を検討する必要がある。
- ✓森林の「ための」機能の評価を行うためのモニタリングや学識経験者へのヒアリングを進める必要がある。



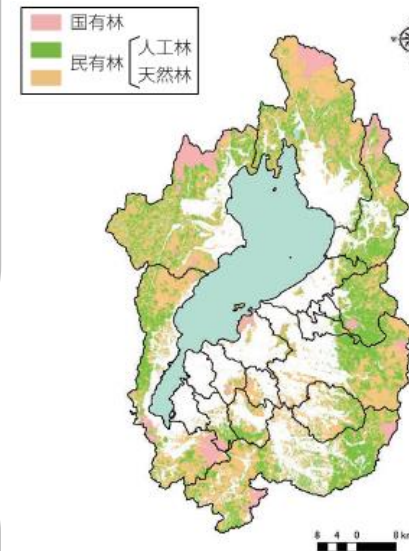
シカの食害により下層植生が消失し、地表面が露出、土砂流出の危険がある。



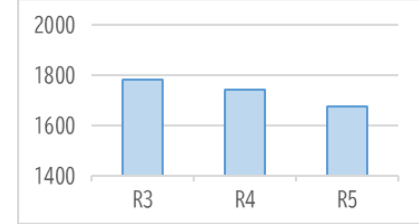
適切な森林整備やシカ対策



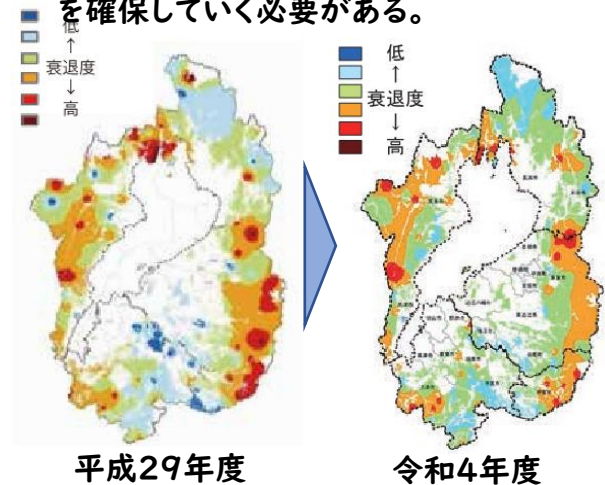
下層植生が発達した、豊かな森林(イメージ)



- ▲本県の森林分布
- ・琵琶湖を中心として同心円状に配置。
- ・全体の44%(80千ha)が人工林、53%(97千ha)が天然林であり、人工林では主にスギ・ヒノキが植栽されている。



▲人工林における森林整備面積の推移
効率的な施業等により一層の森林整備を確保していく必要がある。



▲本県のSDR調査結果
SDR3以上(10%の傾斜地で強度の土壌侵食が発生する衰退度)の森林の割合は35カ所から27カ所に減少、シカ捕獲効果の可能性がある。

農地の保全対策の現状と課題

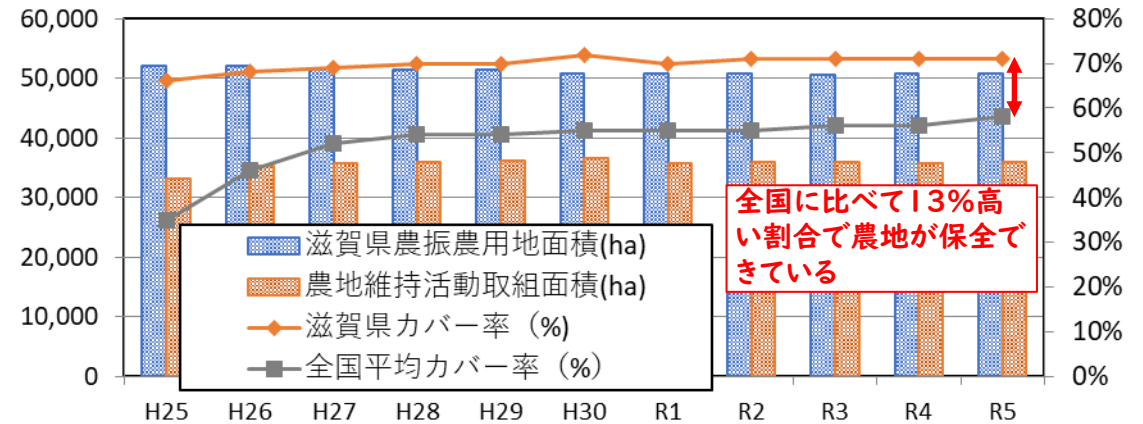
現状

- 水路の泥上げや草刈りなどの農地保全として農地維持支払を、毎年、県内農振農用地面積の約7割で実施。
- 農地維持支払により保全されている農地割合は全国平均に比べ約13%高い状況。
- その結果、耕地面積の減少率についても全国平均に比べ約7%低く、耕作放棄の発生防止につながっている。
- その一方で、全国平均以上に農家の高齢化が進行しており、農地の適切な保全には、事務の簡素化や活動組織の広域化等による地域の体制強化に取り組んでいる。
- 農林水産省では、土地改良長期計画（令和3～7年度）において、田んぼダムの取組面積を現状の約4万haの3倍以上とすることを目標としている。

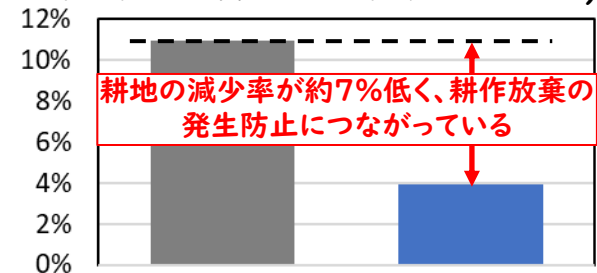
課題

- ✓農地などを活用して「ためる」には、農家や地域の方々へ「ためる効果」の情報共有と理解を求めていくことが重要。
- ✓農地の保全対策等が流域治水にもたらす効果について、踏み込んだ議論をする体制づくりが必要。

地域の共同活動で保全されている農地の割合

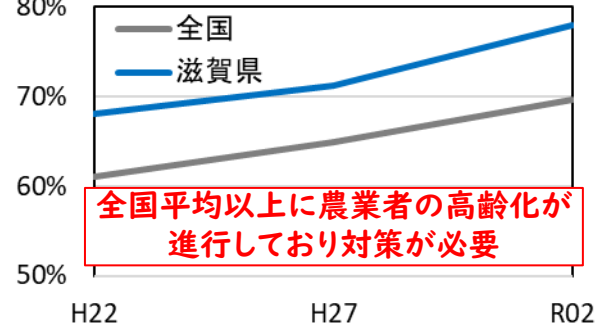


経営耕地面積の減少率(H22～R2)



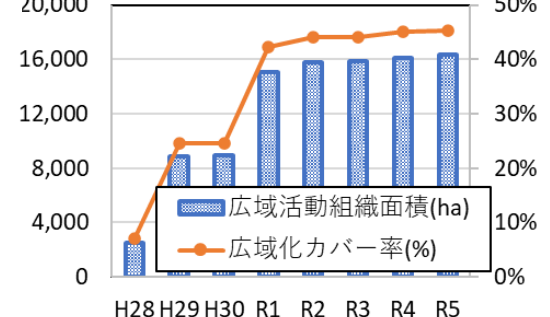
農地の保全活動の例
(水路法面の草刈り)

基幹的農業従事者 高齢化率※



※農業従事者における65歳以上の割合

広域化カバー率※



※交付対象面積に対する広域化面積の割合

公園等の雨水貯留浸透対策の現状と課題

現状

○1,000㎡以上の公園等や建築物・工作物に対し、開発行為申請時の調整池など（義務）とは別に、雨水貯留浸透機能を増進するため努力義務として定めている。

○彦根総合スポーツ公園の整備、県営住宅建替事業、彦根市の公用車駐車場等、一部の施設で雨水貯留浸透対策が実施されている。



写真：彦根総合スポーツ公園
※芝生舗装による雨水浸透対策
雨水貯留槽を整備し、芝生等への散水等利活用。



完成写真
(ドローンによる空撮)

完成予想図
(鳥瞰図)

写真：新庄寺（長浜）
県営住宅建替事業
※調整池機能を有する
「にぎわいひろば」を整備。

課題

✓ 雨水貯留対策等の実施状況が十分把握できていない。

✓ 条例第11条の「公園等の雨水貯留浸透機能の確保」について、各関係機関へ定期的な実施状況の確認を行うとともに再周知し、雨水貯留浸透対策の普及に努める必要がある。
※義務化も検討。



写真：雨水貯留式公用車駐車場（彦根市）
※駐車場に降った雨を一旦柵で貯め、降雨ピークをずらして放流。

滋賀のグリーンインフラ取組方針の概要

令和6年度末策定
ECODRRに関連した取組として

グリーンインフラの定義

自然環境（**滋賀の風土**）が持つ多様な機能を積極的に活用し、環境と共生した社会資本整備や土地利用等を進める
一石多鳥の取組

基本理念

- ・誰もがグリーンインフラの多面的な機能（本来目的+α）を考えて実践
- ・個人～地域レベルでの課題を同時解決
- ・全ての施策（ハード・ソフト）を対象



トータルマネジメントによる機能の最大化

これを実現するため

滋賀が取り組むグリーンインフラ取組方針

～ 国の実践ガイドの構成を基に、滋賀らしさを追加して具体化 ～

01

基本編

グリーンインフラに取り組む必要性、目指す効果の全体像

02

実践編



国

実践ノウハウ



滋賀県

滋賀らしさの具体項目を明示

03

資料編



国

データ項目の列記

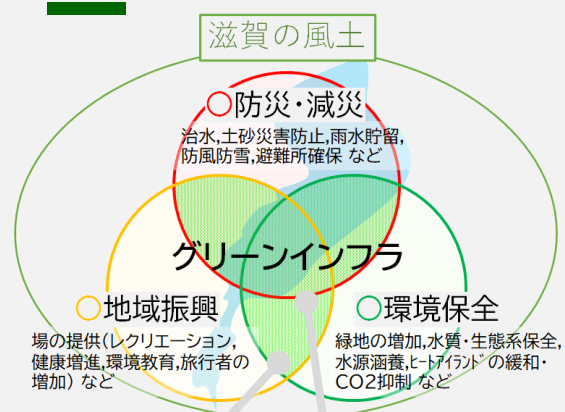


滋賀県

滋賀独自データ
【地先の安全度マップ
生物分布図など】

滋賀県のグリーンインフラ取組事例

3つの機能で実施済みの事業を整理



ビワイチ



メタセコイヤ

経緯・今後の予定

R3 国がグリーンインフラ社会実装推進検討会を設置し、実践ガイド策定に向けて着手

R4 滋賀県でグリーンインフラの概念を共有

すでに実施している事業を収集整理し、**事例集を作成**



滋賀県が取り組む
グリーンインフラ
事例集

個人から地域レベルまで
様々な諸課題の解決に向けた
方策を立てる仕組みが必要

R5 取組方針の骨子作成

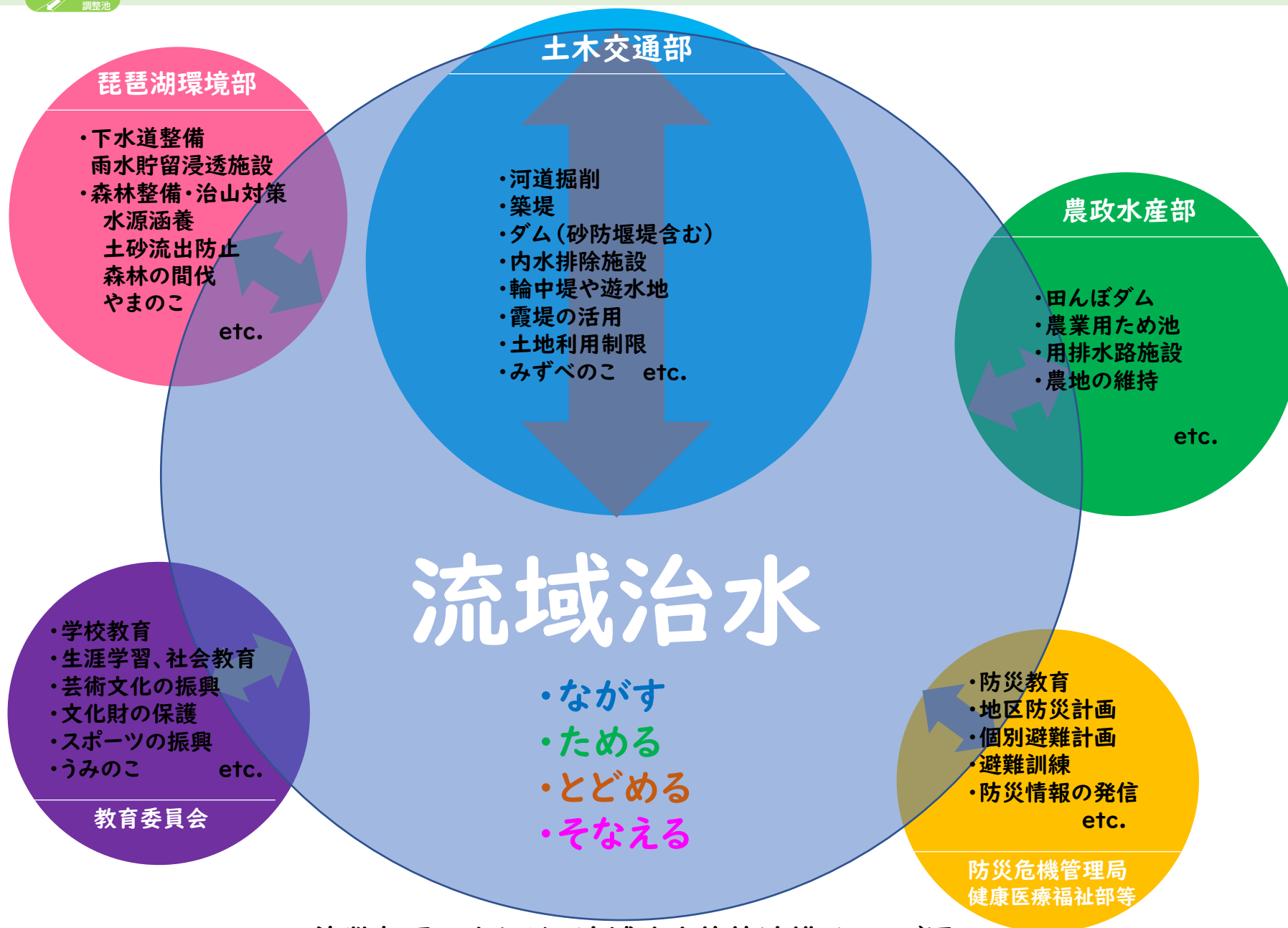
懇話会等を通じて、論点、課題を整理しながら、環境・生物等の専門的な知見を収集

R6 取組方針の策定

R7 グリーンインフラの実践

個別事業だけでなく、地域の中での様々な取組みを連携

流域治水施策推進体制とための対策の方向性



方向性

⇒全庁一体、意思決定・推進する体制づくりが必要。

⇒「ための」機能の指標については、学識経験者等へヒアリングを行うなど科学的根拠に基づく指標設定の検討が必要。



答申3

浸水警戒区域について、重点地区での取組および区域指定を継続するとともに、非居住エリアについても区域指定を推進されたい。【とどめる】

【現状】

- (条例) 1/200年確率降雨で浸水深3m以上の区域に人家があるまたは人家が隣接しているエリアを重点地区とし、優先して区域指定を推進。
- (条例) 令和7年3月時点で重点地区約50地区のうち、21地区で指定済。
- (条例) 1/10年確率降雨で浸水深0.5m以上の区域を新たに市街化区域に含めない。
- (法律) 都計法改正により、法第34条11号および 12号で市街化調整区域において、水防法上の浸水想定区域図で想定浸水深3m以上の区域の開発許可が厳格化。
- 開発に伴う雨水排水協議時、地先の安全度マップおよび洪水浸水想定区域図で、浸水が想定される区域について、対策を求める指導を実施。

【課題と方向性】

- ✓(都計法改正前) 非居住地であった農地に十分な対策をせずに人家が建築された地区がある。
- ✓浸水警戒区域指定前では、建築確認事項に、浸水リスク対策に関する確認項目がない。
- ✓開発許可制度の対象外となる案件について、浸水リスク対策を求める指導ができない。
- ⇒非居住エリアの浸水警戒区域指定方法の検討が必要。
- ⇒浸水警戒区域の指定を促進する方法の検討が必要。
- ⇒浸水警戒区域が指定できる前の段階においても開発の規模に関わらず指導できる体制の検討が必要。

主な意見一覧

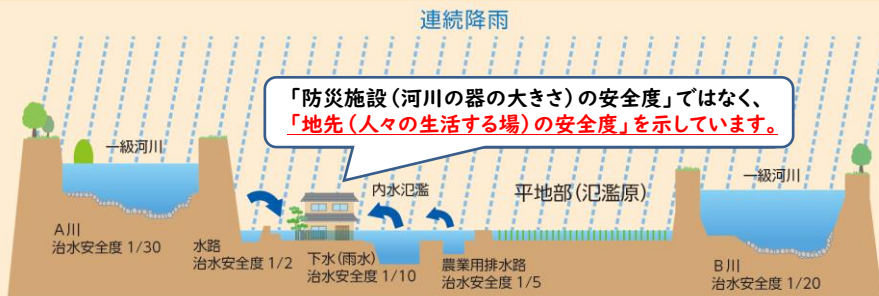
第15回	非居住地においても区域指定を進めるべき。(浸水警戒区域指定の迅速化)
第15回	コンパクトシティとの連携が必要である。
第16回	開発許可を出す市町との連携が必須である。
第17回	都市計画区域外や非線引き区域について、浸水警戒区域指定前の臨時的な対応として、開発許可や建築確認を審査する関係機関と連携し、浸水リスクに係る注意喚起を行えないか検討が必要。

浸水警戒区域指定の現状

現状

- 「地先の安全度マップ」1/200年確率降雨時に3m以上の浸水が予測されるエリアで、家屋があるか開発の可能性が高い地区を「重点地区」として、水害・土砂災害に強い地域づくりを推進。
- 令和7年3月末時点で、重点地区約50地区に対し21地区で浸水警戒区域の指定が完了。
- 「地先の安全度マップ」1/10年確率降雨時に想定浸水深が0.5m以上である土地の区域を新たに市街化区域に含めないものとしている。
- 都計法改正により、法第34条11号および12号で市街調整区域において、水防法上の浸水想定区域図で想定浸水深3m以上の区域の開発許可が厳格化。

地先の安全度マップ(5年に1度更新)



※大きな河川だけではなく、中小河川や身近な水路の氾濫も考慮しています。→ 実現象に近い予測

県ホームページで
1/200年確率降雨
1/100年確率降雨
1/10年確率降雨
を公表。

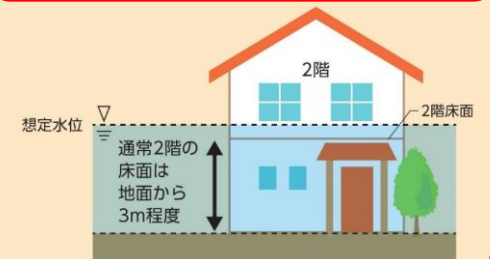
重点地区における水害に強い地域づくりの取組



住民と官の連携 → 防災意識の向上



安全な住み方を検討 → 将来にわたって命を守る



※重点地区=3m以上の浸水深+家屋等

現状

- 市街化区域、市街化調整区域、非線引き都市計画区域または準都市計画区域、都市計画区域外で一定規模以上の開発行為を行う場合に、開発行為の着手前に、都市計画法に基づき開発許可を受ける必要がある。
- 開発許可審査時、地先の安全度マップ(1/10、1/100、1/200)および洪水浸水想定区域図により浸水リスク対策に関する指導を開発事業者に行うとともに、浸水リスクへの対応を実施するよう書面で一定の指導を行っている。

許可が必要な開発行為の規模

市街化区域
1,000㎡以上

市街化調整区域
全ての規模が対象

非線引き都市計画区域、準都市計画区域
3,000㎡以上

都市計画区域外
10,000㎡以上

↑滋賀県住宅課の基準(日野、竜王、愛荘、甲良、豊郷、多賀の6町が対象)

課題

✓市街化調整区域以外においては、一定規模未満の開発行為について、開発許可制度の対象外となる案件があり、制度上、浸水リスク対策に関する指導ができない。

方向性

⇒浸水警戒区域指定前であっても、浸水警戒区域候補地については、開発許可審査時に、浸水リスクに関する指導ができるよう指導方策の検討が必要。

現状

- 令和7年4月1日に施行された『脱炭素社会の実現に資するための建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律』により、原則として、住宅を含む全ての建築物について、省エネ基準への適合が義務付けられた。
- 『建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律の改正』に伴い、建築確認・検査対象の見直しや審査省略制度（4号特例）が縮小され、都市計画区域外の200㎡未満の平屋建て（木造・非木造）を除く住宅は建築確認が必要となる。

建築確認手続きの変更



出典：国土交通省 住宅局 建築指導課 資料より

課題

- ✓ 浸水警戒区域指定前では、建築確認事項に浸水リスク対策に関する項目がない。
- ✓ 都市計画区域外の200㎡未満の平屋建て（木造・非木造）について建築確認が不要のため、把握できない。

省エネ基準の義務化・適合審査

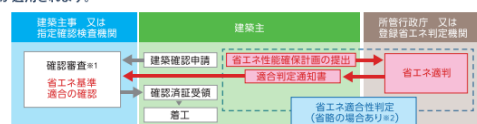
1 原則※ 全ての新築住宅・非住宅に省エネ基準適合が義務付けられます

〈現行〉	非住宅	住宅	〈改正〉	非住宅	住宅
大規模 (2000㎡以上)	適合義務 (2017.4~)	届出義務	適合義務 (2017.4~)	適合義務	適合義務
中規模 (201.4~)	適合義務 (2021.4~)	届出義務	適合義務 (2021.4~)	適合義務	適合義務
小規模 (300㎡未満)	説明義務	説明義務	適合義務	適合義務	適合義務

※ エネルギー消費性能に及ぼす影響が少ないものとして法令で定める規模（10㎡を想定）以下のもの及び、現行制度で適用除外とされている建築物は、適合義務の対象から除く

2 建築確認手続きの中で省エネ基準への適合性審査を行います

- 省エネ基準へ適合しない場合や、必要な手続き・書面の整備等を怠った場合は、確認済証や検査済証が発行されず、着工・使用開始が遅延する恐れがあります。
- 新たに義務化対象となる建築物については、現行省エネ基準（気候風土適応住宅についての合理化措置を含む）が適用されます。



※1 完了検査時においても省エネ基準適合の検査が行われます。
※2 仕様基準を用いるなど審査が比較的に容易な場合は、適合性判定は省略されます。

出典：国土交通省 住宅局 建築指導課 資料より

方向性

⇒ 浸水警戒区域指定前であっても、浸水警戒区域候補地については、建築確認時に浸水リスクに関する確認・指導が出来るよう指導方策の検討が必要。

浸水警戒区域の指定の課題と方向性

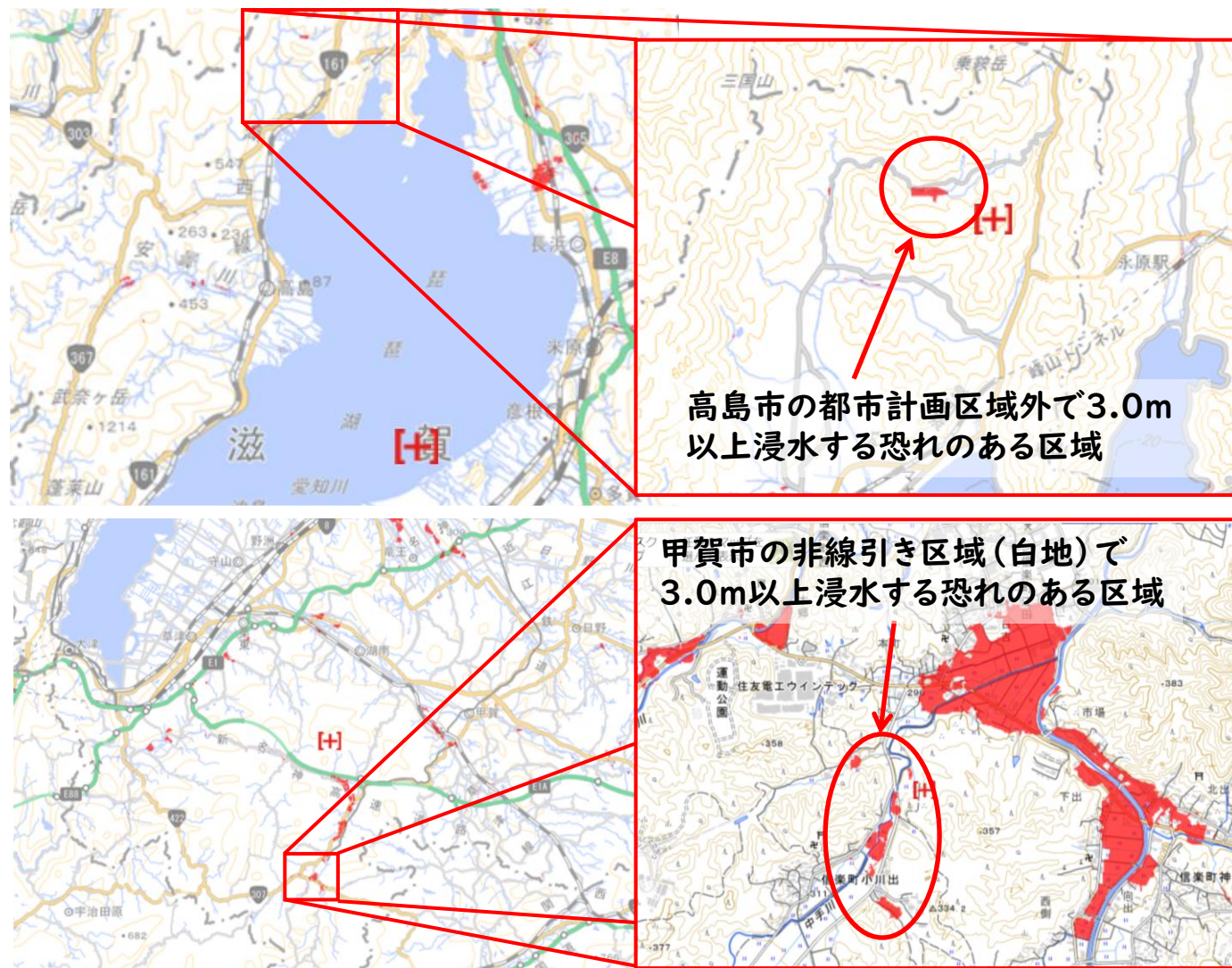
課題

- ✓ (都計法改正前) 非居住地であった農地に十分な対策をせずに人家が建築された地区がある。
- ✓ 浸水警戒区域指定前では、建築確認事項に浸水リスク対策に関する確認項目がない。
- ✓ 開発許可制度の対象外となる案件について、浸水リスク対策を求める指導ができない。

方向性

- ⇒ 非居住エリアの浸水警戒区域指定方法の検討が必要。
※重点地区は、地区の避難計画を作成し指定を推進。
- ⇒ 浸水警戒区域の指定を促進する方法の検討が必要。
※支援内容等。
- ⇒ 浸水警戒区域が指定できる前の段階においても開発の規模に関わらず指導できる体制の検討が必要である。

県内に点在する「浸水深3.0m以上の非居住エリア」



※地先の安全度マップ200年確率降雨時



答申4

浸水警戒区域における既存住宅や避難場所整備への支援制度の改善等、避難空間を確保するための対策を加速化されたい。【とどめる】

【現状】

- 浸水警戒区域を指定した時点で安全な避難空間がない住宅を対象に、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」と「避難場所整備事業」を支援制度として創設。
- 同一地区で2つの支援制度は適用できない。

「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」・・・改築・増築時に家屋を嵩上げする場合には、想定水位と地盤面の高さの差が3m未満となる最小の盛土高までの費用の1/2を補助。

「避難場所整備事業」・・・想定水位まで盛土する費用の1/2を補助。

【課題と方向性】

- ✓平成29年度以降、浸水警戒区域の指定を進め、令和7年3月末時点21地区で指定しているが、支援制度を活用された実績は無い。
- ✓当該支援制度は各浸水警戒区域においてどちらかの支援しか適用できない。
- ✓「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」の利用は、改築・増築時に限られる。
- ⇒支援制度に関する改善ニーズの把握や改善方策の検討が必要。
- ⇒改築・増築を伴わない避難空間整備に対する補助等の支援制度の検討が必要。
- ⇒確実な避難を実現するために、既存住宅への補助と避難場所整備への補助が併用できるよう制度の検討が必要。

主な意見一覧

第14回 浸水警戒区域に関する補助メニューは、嵩上げ補助のみ。

第14回 住宅の移転等きめ細やかなニーズへの対応が必要。

第16回 補助金制度の周知方法の見直しが必要。

第16回 利用実績がない原因を把握する必要がある。

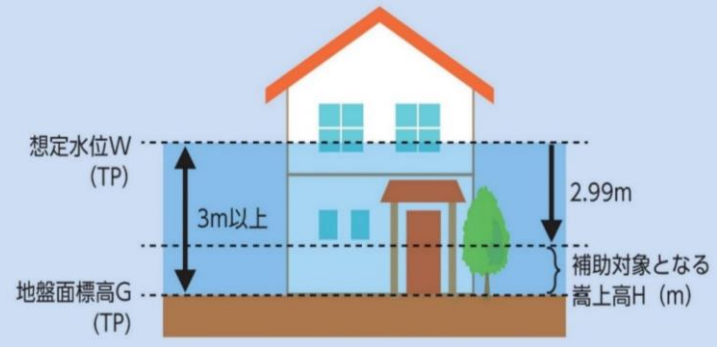
第17回 制度自体の認知度について確認が必要。広報活動の強化など検討が必要。

現状

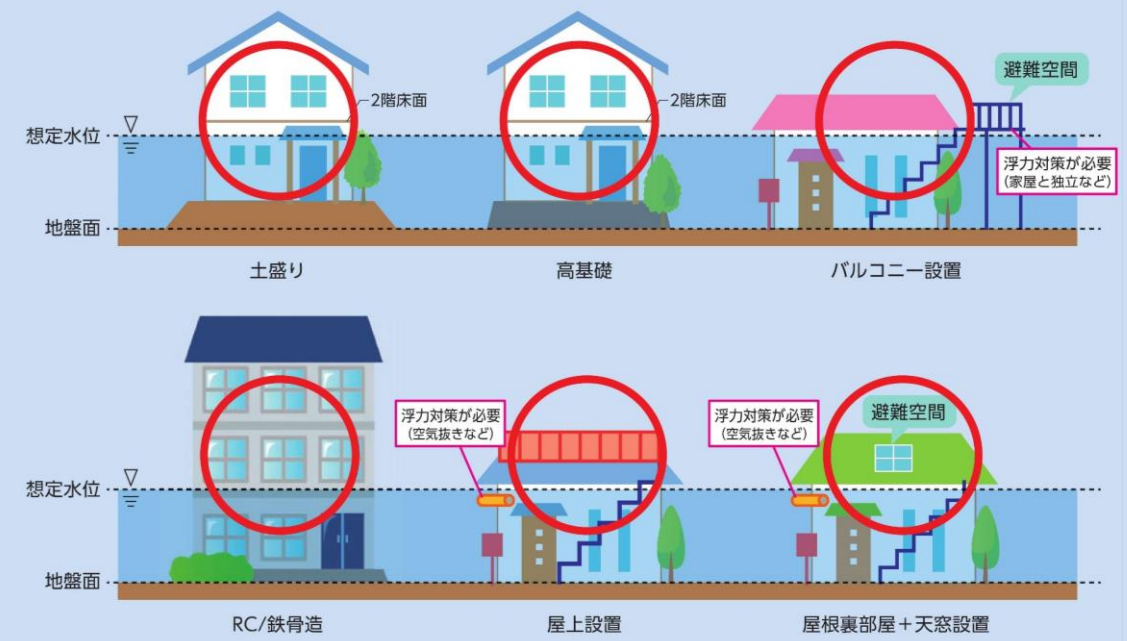
- 浸水警戒区域を指定した時点で安全な避難空間がない住宅を対象に、「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」と「避難場所整備事業」を支援制度として創設。
- 活用できる支援制度は、各浸水警戒区域で「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」か「避難場所整備事業」のどちらかに限られる。

宅地嵩上げ浸水対策促進事業の概要

- 浸水警戒区域を指定した時点で安全な避難空間がない区域内の住宅を、改築（建て替え）および増築するときに、地盤の嵩上げ（盛土、法面保護）工事、RC造、ピロティ化等工事の費用を助成するもの。



土盛りによる嵩上げ以外の方法でも事業の対象になります



	算出式	金額(円)
A. 補助上限額		4,000,000
B. 標準工事費	下記の条件により算出した標準工事費×1/2 ・工法:土盛り工法 (なお、嵩上げのみを実施する場合は曳家を含む) ・面積:補助する建築物の建物面積の2倍 ・高さ:想定水位-2.99m-地盤高標高	想定水位および 既存建物面積 により算定する額
C申請者の見積額	嵩上げ等に係る経費分×1/2	見積額 ×1/2
補助額	A, B, Cのうち最も安価なものを補助金額として採用する。	

課題

- ✓平成29年度以降、浸水警戒区域の指定を進め、令和7年3月末時点で21地区の指定が完了しているが、当該支援制度を活用された実績は無い。
- ✓当該支援制度は、各浸水警戒区域において、どちらかの支援しか適用できない。
- ✓「宅地嵩上げ浸水対策促進事業」の利用は、改築・増築時に限られる。

方向性

- ⇒支援制度に関する改善ニーズの把握や改善方策の検討が必要。
- ⇒改築・増築を伴わない避難空間整備に対する補助等の支援制度の検討が必要。
- ⇒確実な避難を実現するために、既存住宅への補助と避難場所整備への補助が併用できるような制度の検討が必要。

参考

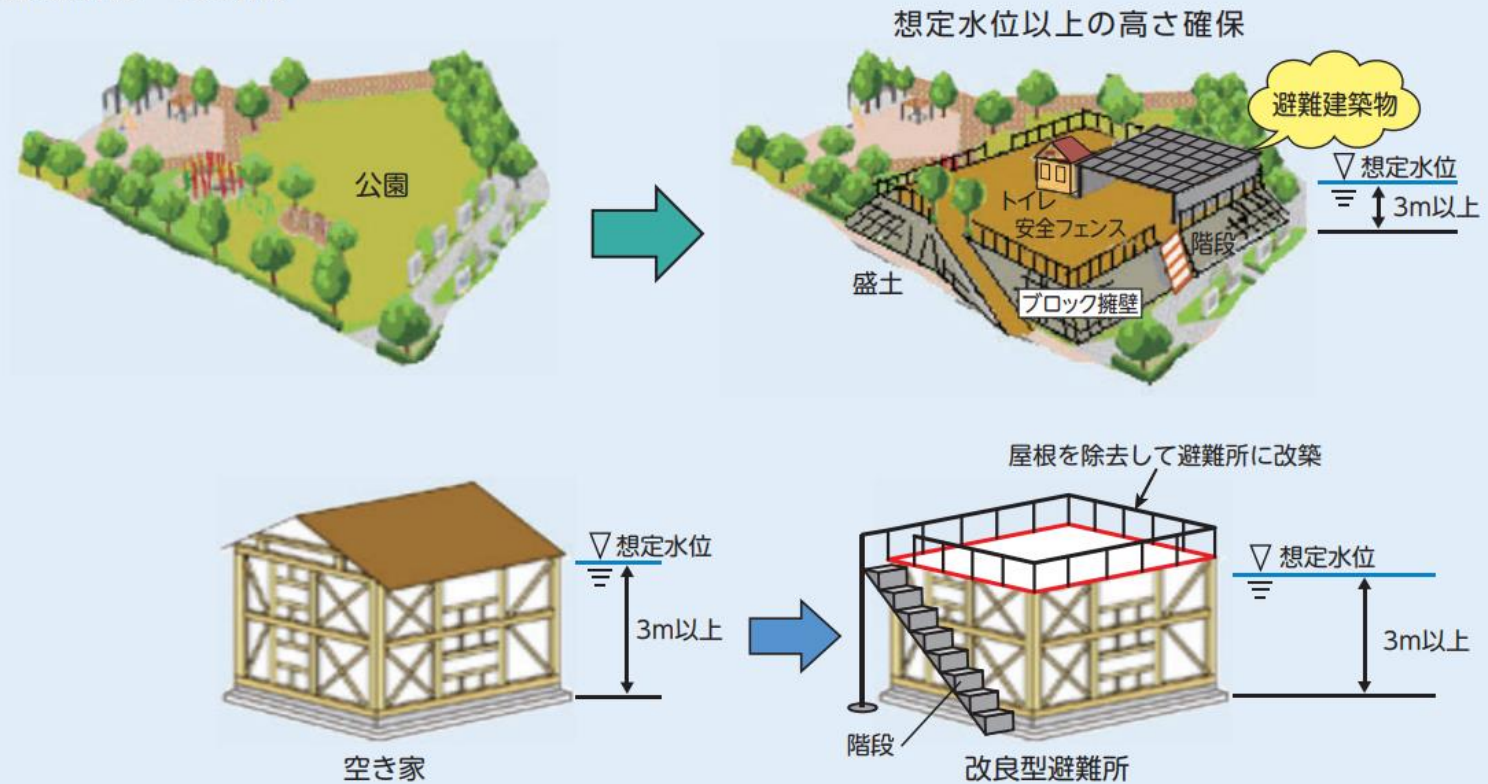
- ・浸水警戒区域内家屋数 209軒
- ・支援対象家屋数 154軒
- 内 平屋家屋数 33軒

※令和7年3月時点

避難場所事業の概要

- 個人住宅を浸水リスクに応じた安全な住まい方に誘導することを基本とすることから、地区の特性から避難場所整備が合理的な場合のみ「避難場所整備事業」による補助を活用できる。

避難場所等への助成



- ・浸水警戒区域内の安全な避難スペースのない住宅のために市町が実施する避難場所整備事業に対し支援。
- ・想定水位まで盛土する費用の1/2を補助。
- ・地域防災計画に位置付けられた避難場所などの要件がある。



答申5

避難困難者利用施設（病院、福祉施設等）の建築条件の見直しも含め、人的被害防止策を検討されたい。【とどめる】

【現状】

○流域治水の推進に関する条例（浸水警戒区域）

1/200年確率降雨で浸水深3m以上の区域にある人家および社会福祉施設等の新築・増改築の際には、

①想定水位以上に避難空間を確保すること、

②付近に有効な避難場所があること

を許可基準とした建築規制を行っている。

※社会福祉施設等については②の要件は対象外。

○特定都市河川浸水被害対策法（浸水被害防止区域）

中高頻度の雨で浸水深0.5m以上の区域にある非自己居住用住宅および要配慮者施設の開発の際には、

①居室の床面の高さが基準水位以上

②洪水に対して安全な構造 = 敷地の嵩上げ、ピロティ等 の許可基準を設けている。

【課題と方向性】

✓ 高齢者や障害者は、避難場所への水平避難だけでなく、自宅の2階へ垂直避難することも困難。

✓ 3m以下の浸水深であっても人的被害の危険性がある。

✓ 特定都市河川および特定都市河川流域の指定が進んでいない。

⇒ 社会福祉施設等の用途建築物に対し、条例等による規制内容の見直しを検討する必要がある。

⇒ 特定都市河川浸水被害対策法で新たに創設された浸水被害防止区域の活用を検討する必要がある。

主な意見一覧

- | | |
|------|--|
| 第14回 | 浸水警戒区域内の社会福祉施設等の開発規制を行うべき。 |
| 第17回 | 特定都市河川浸水被害対策法の浸水被害防止区域の活用も含めた対応の検討が必要。 |

平成30年7月豪雨 倉敷市真備町の被災状況

第18回 流域治水推進審議会
令和7年6月18日
議 第1号 資料

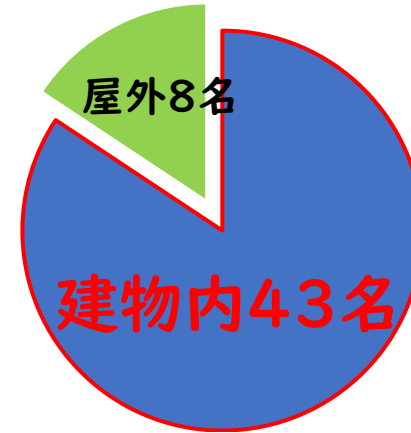
被災状況について

- 犠牲者の9割が独居の高齢者や高齢者夫婦、障害者。
- 犠牲者51人の内、43名が建物内。
- 助かった人の家屋は2階建てまたは集合住宅の2階以上に住んでいた人が約8割。

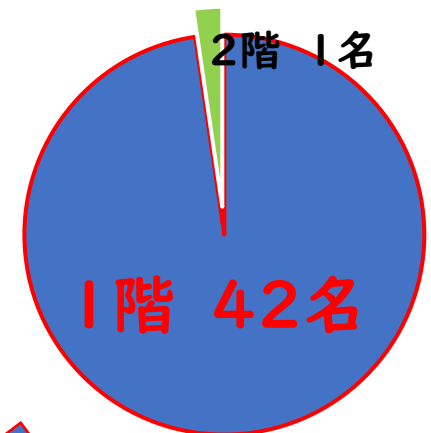


高梁川水系高梁川：岡山県倉敷市真備町（写真：国土交通省 岡山河川事務所）

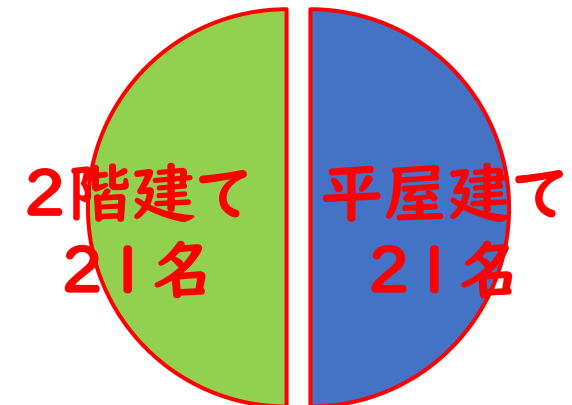
犠牲者51人が亡くなった場所



建物内で亡くなった階層



1階で亡くなられた建物の種類



課題

✓ 要支援者は避難場所への水平避難だけでなく、自宅の2階へ垂直避することも困難。

✓ 要支援者が利用する施設は、床上浸水しない建て方が必要。

出典：避難行動要支援者の実態と課題

-2018年西日本豪雨 倉敷市真備町の事例から-

日本福祉のまちづくり学会 福祉のまちづくり研究より

現状

- 浸水警戒区域内（想定水位3m以上）における建築制限は、居住の用に供する建築物または社会福祉施設等。
- 浸水警戒区域内については、想定水位以上に避難できる場所を設ける。
- 3m未満の想定水位に対しては、流域治水条例第24条により1/10年確率降雨で想定浸水深0.5mとなる土地を新たに市街化区域に含めないものとしている。

課題

- ✓避難困難者については、3m以下の浸水深でも人命被害の危険性がある。※垂直避難出来ない人への対応が出来ていない。
- ✓特定都市河川および特定都市河川流域の指定が進んでいない。

方向性

- ⇒社会福祉施設等の用途建築物に対し、条例等による規制の見直しを検討する必要がある。
- ⇒特定都市河川浸水被害対策法で新たに創設された浸水被害防止区域の活用を検討する必要がある。

浸水警戒区域における要配慮者施設の建築制限 (1/200年確率降雨:浸水深3.0m以上)

- ①想定水位以上に、避難できる場所（盛土による嵩上げやバルコニー、屋根裏部屋+非常用の進入口となる窓等、屋上等）がある。
- ②想定水位以下が木造であれば、木造部分の浸水部分が3m未満か、耐水性構造である。
- ③「**付近に有効な避難場所があること**」を**許可基準に含めていない。**



浸水被害防止区域における要配慮者施設の建築制限 (中高頻度確率降雨:浸水深0.5m以上)

- ①自己居住用住宅以外の開発を原則禁止。
- ②高齢者福祉施設について、新規整備を補助対象から原則除外。
- ③住宅、要配慮者施設等の安全性を事前確認。
(居室の床面の高さが基準水位以上、洪水等に対して安全な構造 = 敷地の嵩上げ、ピロティ等)





答申6

貯留機能を有する**農地や施設等**の効果把握と活用・支援について検討されたい。【とどめる】

【現状】

- 浸水被害に対する補償は、農業保険制度や災害復旧制度が基本。
- 貯留機能を有する農地等の把握は一部の地域に限られている。
- 特定都市河川浸水被害対策法で新たに創設された貯留機能保全区域に指定することで、河川管理者による貯留機能を確保するための環境整備が可能。

【課題と方向性】

- ✓ 霞堤背後地等の農地で浸水被害が発生。
- ✓ 洪水を貯留した農地所有者から浸水被害への対応を求められている。
- ⇒ 農地の効果把握と支援策の検討が必要。
- ⇒ 特定都市河川浸水被害対策法で新たに創設された貯留機能保全区域制度の活用について検討が必要。
- ⇒ 多様な資金調達方法について検討が必要。

主な意見一覧

第15回	河川水を農地にあえて侵入させることで、市街地への被害を軽減させている場合、農地の復旧支援や補償を検討できないか。
第16回	特定都市河川の指定に注力する必要がある。
第17回	既存の資金調達方法に加え、企業版ふるさと納税やグリーンボンドなど、多様な資金調達方法について検討が必要。

被災状況について

- 令和4年8月4日から5日にかけて、長浜市と福井県境を中心に時間雨量約90mm、累計305mmの豪雨が発生。
- 山田川合流部の霞堤より洪水が貯留機能を有する農地等へ氾濫。
- 高時川沿線の農地34.3haに土砂流出。農地や農作物等の被害総額約4億円。
- 農作物等に甚大な被害が発生。



写真：山田川合流部からの洪水状況
(R6.8.5)

画像：R6.8.6 近畿地方整備局きんき号映像の切り取り

現状

- 霞堤背後地の浸水被害に対する補償については霞堤の有無にかかわらず、その土地利用に応じ、農業保険制度や災害復旧制度を活用する事が基本となっている。
- 貯留機能を有している農地等の把握は一部の地域に限られている。

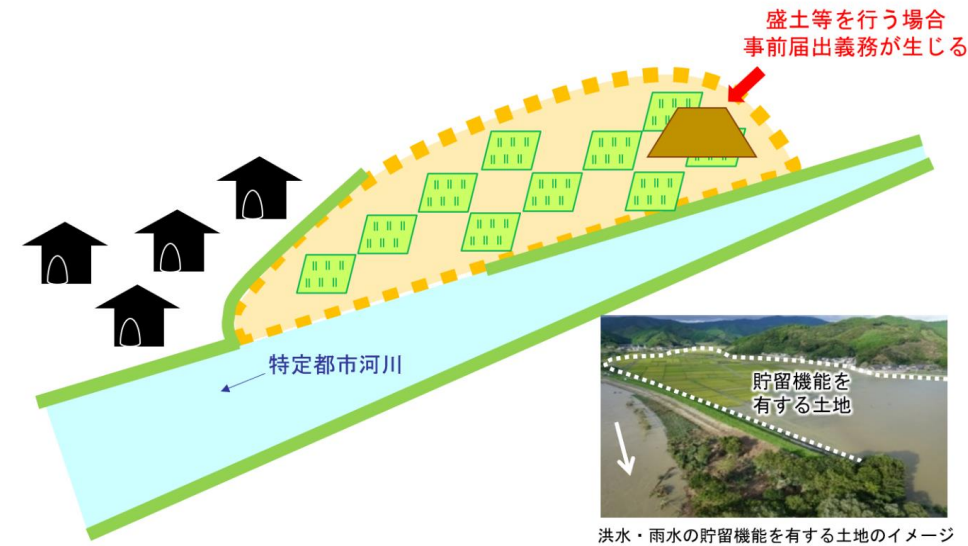
課題

- ✓ 霞堤背後地等の農地で浸水被害が発生。
- ✓ 洪水を貯留した農地所有者から浸水被害への対応を求められている。

方向性

- ⇒ 農地の効果把握と支援策の検討が必要。
- ⇒ 特定都市河川浸水被害対策法で新たに創設された貯留機能保全区域制度の活用について検討が必要。
- ⇒ 多様な資金調達方法について検討が必要。

貯留機能保全区域の概要



- ・河川に隣接する低地その他の、洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する土地の区域のうち、浸水の拡大を抑制する効果があると認められるものを、土地所有者の同意を得た上で指定する区域。
- ・貯留機能保全区域に指定されると、盛土や塀の設置等の貯留機能を阻害する行為に対し、事前の届出が義務付けられる。

背景・課題

- 洪水・雨水の貯留機能の保全を図る事が出来る一方、土地所有者には、洪水・雨水出水時に浸水を許容していただく必要がある。
- 土地所有者に負担が偏らないよう、負担軽減に地域の関係者が協力するインセンティブを高める必要がある。

制度拡充事項

- 貯留機能保全区域における貯留後の早期排水支援
※対象：地方公共団体
- 貯留機能保全区域における土砂掘削等の環境整備
※対象：河川管理者

そなえる対策



避難計画・出前講座等

答申7

住民が水災害を“わがこと”として捉え、社会構造の変化にも対応して地域防災力の向上を図るべく、避難確保計画の策定支援や水辺に親しむ活動等を、防災・福祉・教育部局等と連携し、推進されたい。【そなえる】

【現状】

- 多くの地域で高齢化が進行、市街地では新興住宅の整備が進み、過去から受け継がれてきた水害に対する知恵や備えの伝承が途絶えてきている。
- 国、県、市町および各関係機関が避難に必要な情報を様々な方法で発信。
- 要配慮者利用施設の避難確保計画の作成率は87%。避難行動要支援者の個別避難計画については、「滋賀モデル」により作成を支援。

【課題と方向性】

- ✓ 高齢化による地域防災力の低下。
- ✓ 水害に対する知恵や備えの途絶え。
- ✓ 「水辺に親しむ活動」を含めた防災教育は一部の小学校での実施に留まっている。
- ✓ 正確に避難に必要な情報を一元的に発信する体制の構築が必要。
- ⇒ 「わがこと」意識を高めるとともに、自助・共助・公助の一体的推進が必要。
- ⇒ 避難に必要な情報提供に係る新たな仕組みづくり。
- ⇒ 土木・防災・福祉部局等がさらに連携し、要配慮者の避難体制をさらに強化する必要がある。
- ⇒ 土木・防災・教育部局等がさらに連携し、小学校への「水辺に親しむ活動」を通じた防災教育の拡充が必要。

主な意見一覧

第13回	居住者だけでなく旅行などで訪れた人に避難情報等を伝達する仕組みを考える必要がある。
第13回	隣家との関わりが希薄で災害時の協力体制が構築されていない新興住宅への対応が必要。
第14回	地域の防災力を高めていくには、水害履歴調査結果を次世代へ伝承・共有することが有効。
第15回	IoT等を活用した迅速な避難を促す対策。
第17回	小学校での防災教育の取組は、各市町との連携が重要。
第17回	開発中の防災アプリについて、情報伝達ツールとしてだけでなく、避難訓練の評価ツールとしての活用も検討が必要。

地域防災力向上に向けた取組の現状

- 多くの地域で高齢化が進行、市街地では新興住宅の整備が進み、過去から受け継がれてきた水害に対する知恵や備えの伝承が途絶えてきている。
- 平成21年より地域の水害経験や水害に備える知恵が将来にわたり伝承されるよう、水害経験者へ聞き取り調査を行い、その情報をホームページに掲載。
災害履歴調査 (<https://www.pref.shiga.lg.jp/>)
- 自治会等に向けた防災学習等の出前講座を毎年40回程度実施。

地域防災力向上に向けた取組の課題

- ✓ 高齢化による地域防災力の低下。
- ✓ 水害に対する知恵や備えの途絶え。

地域防災力向上に向けた取組の方向性

- ⇒「わがこと」意識を高めるとともに、自助・共助・公助の一体的推進が必要。
- ⇒主体的に防災に取り組む県民の育成が必要。
- ⇒土木・防災・教育等がさらに連携し、小学校への「水辺に親しむ活動」を通じた防災教育の拡充が必要。

学校教育との連携の現状



・座学実施状況

- 県内の小学校からの要望に応じて出前講座を実施。

- 県内4つの小学校に対して「水辺に親しむ活動」を通じた防災教育を実施。



・浸水歩行体験



・川の流れの強さ体験
(水辺に親しむ活動例)

学校教育との連携の課題

- ✓「水辺に親しむ活動」を含めた防災教育は一部の小学校に留まっている。

避難情報等の発信の現状・課題・方向性

現状

○国、県、市町および各関係機関が避難に必要な情報を様々な方法で発信。

課題

- ✓各機関がそれぞれIT・IOTを活用した情報発信媒体を持っており、受け取り手の情報過多となっている。
- ✓正確に避難に必要な情報を一元的に発信する体制の構築が必要。

方向性

- ⇒避難に必要な情報提供に係る新たな仕組みづくり。
- ※防災アプリの開発
- ⇒県民が利用したくなるような機能の更新や普及に努める必要がある。

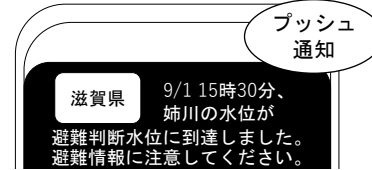
課題解決に向けた防災アプリの開発（令和8年3月末運用開始を目指す）

■開発予定アプリの機能（概要）

①プッシュ通知機能

アプリを立ち上げなくても、プッシュ通知で情報を伝える。
（情報はユーザーが選択）

- ・気象情報（注意報、警報、特別警報）
 - ・洪水予報（氾濫注意情報、氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）
 - ・水位周知（氾濫警戒情報、氾濫危険情報）
 - ・水防警報（準備、出動）
 - ・水位情報（水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位）
 - ・危機管理型水位計（観測開始水位、氾濫危険水位、氾濫開始水位）
 - ・土砂災害警戒情報
 - ・土砂災害降雨危険度（レベル2、レベル3、レベル4、レベル5）
 - ・通行規制情報
 - ・避難指示や避難所開設情報
- などの配信を想定



②アプリ表示機能

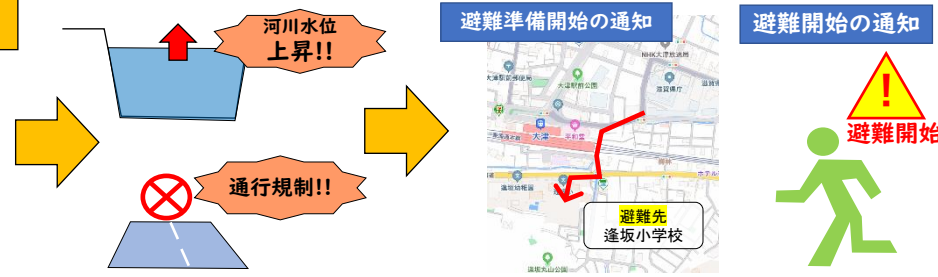
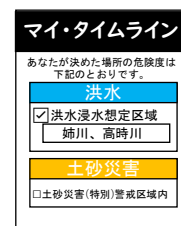
アプリでは、知りたい情報へアクセスできるボタンを配置。



③マイ・タイムライン作成・通知機能 **デジタル・マイ・タイムライン**（令和5年7月）国土交通省 水管理・国土保全局

各情報から、マイ・タイムライン（避難のタイミング、避難行動を事前に決めておく）を作成。
作成したマイ・タイムラインによる避難訓練が実施できる訓練モードを搭載。

マイ・タイムラインの作成



④多言語対応

- ・やさしい日本語
- ・英語
- ・ベトナム語
- ・ポルトガル語
- ・スペイン語
- ・中国語（簡体字）
- ・韓国語

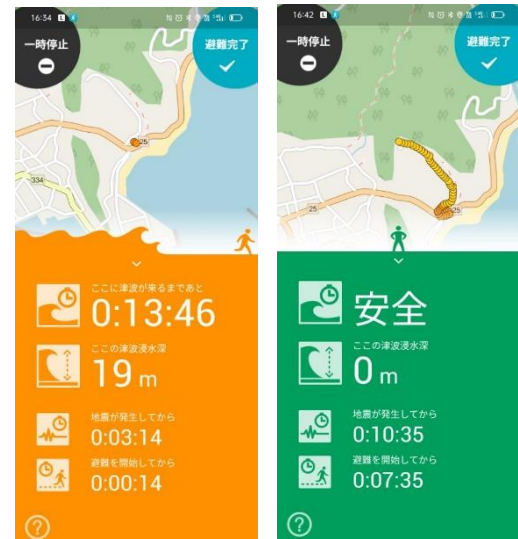
上記7言語を予定

⑤現在地から避難所等へのアクセス表示

選択した避難所等までのアクセスルートについて、スマートフォン地図アプリを起動しルート検索ができるよう連携。

⑤任意地点のハザード情報表示

現在地もしくは地図上で選択した任意の地点のハザード情報の表示。



出典：高知県防災アプリ
（ハザード情報表示イメージ） 43

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の現状

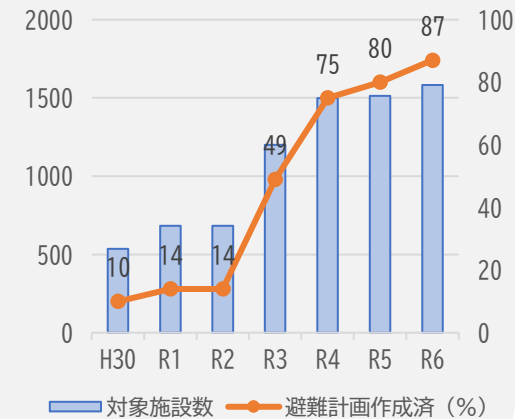
- 県では、年2回洪水浸水想定区域内にある要配慮者利用施設について、避難確保計画の作成状況の進捗確認や避難訓練の実施状況の調査を行っている。
- 県内各圏域の「水害・土砂災害に強い地域づくり協議会」において、避難確保計画策定に向けた課題の共有や情報提供を行い、各施設を所管する市町を支援。
- 令和6年3月末時点で、対象施設数1,589施設に対して1,376施設において避難確保計画の作成が完了。
(作成率87%)

避難行動要支援者の個別避難計画作成の現状

- 令和2年度に「防災と保健・福祉の連携促進モデル（滋賀モデル）～誰一人取り残さない防災の実現をめざして～」の制度設計を行う。
- ※「滋賀モデル」は、各状況から計画作成の優先度を判断し、特に災害時に被害者になる可能性が高い方から、個別避難計画作成の取組を進めるもの。
- 令和3年度から市町における個別避難計画作成の推進し、一部策定済みが18市町、未策定が1市町。

要配慮者利用施設における避難確保計画作成の課題

- ✓診療所や歯科について通所リハビリテーション事業所の指定を受けているとの認識がない。
- ✓市町の避難確保計画に関するノウハウが不足。
- ✓台風などの警報発令時、事前に閉所する施設もあり、避難確保計画は不要と考えている。
- ✓施設側の慢性的な人不足。
- ✓避難確保計画策定後の避難訓練の実施。



避難行動要支援者の個別避難計画作成の課題

- ✓残り1市町の個別避難計画の作成。
- ✓地域の方等に障害等の個人情報を知られることとなることから、要配慮者の同意が得られない。
- ✓避難行動要支援者名簿への掲載漏れなどによって、真に支援が必要な人の計画ができていない。
- ✓個別避難計画作成後、避難訓練の実施率が低く実効性の確保が課題。
- ✓個別避難計画制度の周知・啓発。